

令和
5年

ひとり親家庭 の しおり

松山市

●電話番号一覧●

●子育て支援課

市役所別館2階

総務・ひとり親福祉担当 ☎948-6418

児童健全育成担当
(児童クラブ・児童館など) ☎948-6411

児童手当担当 ☎948-6354

児童扶養手当担当 ☎948-6845

医療助成担当 ☎948-6888

市役所別館1階 福祉・子育て相談窓口内

ひとり親自立支援相談 ☎948-6749

婦人・家庭児童相談 ☎948-6413

●子ども総合相談センター事務所

築山事務所
(子ども総合相談) ☎943-3200
(ヤングケアラー-ほっとらいん) ☎943-3300

萱町事務所
(ほっと^{ほっと}HOTひろば) ☎922-2399

余土事務所 ☎972-2577

● 目 次 ●

- お困りのときは（各種相談）…………… 1
- 手当・年金・医療・保育 …………… 6
- 資金の貸付け …………… 11
- 就労支援制度 …………… 16
- 支援制度 …………… 23
- その他の制度 …………… 24

●● カフェという名の子育て情報サイト“営業中” ●●

子育てを **エ** 松山市子育て情報サイト

カンガルーカフェ

KOSODATE KANGAEROO CAFE

役立つ情報を提供中

ぜひのぞいてネ!

<https://kosodate-matsuyama.jp/>

松山市の市外局番は「089」です。

●松山市の保健・福祉に関する主な窓口●

- ◎子育て支援課＝児童福祉、ひとり親家庭の自立支援、児童館、児童クラブ、児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭・子ども医療費の助成に関する事務や相談事業などを行っています。
- ◎子ども総合相談センター事務所＝子育てや、妊娠・出産など子どもや妊産婦に関すること、ヤングケアラーについてなど様々な相談事業を行っています。
- ◎保育・幼稚園課＝認定こども園や幼稚園・保育所などの入所や運営管理に関する業務を行っています。
- ◎高齢福祉課＝高齢者福祉に関する業務を行っています。
- ◎障がい福祉課＝身体障がい者（児）や知的障がい者（児）の福祉に関する業務を行っています。
- ◎生活福祉総務課＝生活保護、民生委員・児童委員、主任児童委員などに関する業務を行っています。
 - 生活福祉業務第1課
 - 生活福祉業務第2課
- ◎国保・年金課＝国民健康保険・国民年金に関する業務を行っています。
- ◎介護保険課＝介護保険に関する業務を行っています。
- ◎福祉・子育て相談窓口
 - 高齢者相談＝高齢者に関する介護保険などの一般的な相談
 - 障がい者総合相談＝身体、知的、精神、発達障がい、高次脳機能障がいや難病の方の相談
 - 自立相談支援窓口＝生活する上で経済的に困っている方の相談
 - 生活福祉資金相談(社協)＝低所得世帯等への貸付相談
 - 松山市福祉・就労支援室＝児童扶養手当受給者等の就労支援
 - すくすくサポート市役所＝妊娠期から子育て期にわたる妊娠・出産・子育ての相談
 - 保育・幼稚園相談＝保育所、幼稚園、認定こども園等の入園に関する相談
 - 家庭・子育て相談＝ひとり親自立支援相談（母子父子寡婦福祉資金貸付、職業・教育訓練給付金など）

婦人・家庭児童相談（DV、養育費、面会交流、
子どもの養育など）

◎保 健 所＝母子保健のほか、あらゆる保健に関する事務
や相談事業などを行っています。
（☎ 911-1800）

お困りのときは・・・（各種相談）

家庭・子育て相談

●母子・父子自立支援員 …………… ☎948-6749

ひとり親家庭の方や寡婦の方などの相談に応じます。

生活、就職、子どもの養育・教育のことで悩んでいる方の相談・
指導や福祉資金の貸付けを行っています。

●婦人相談員 …………… ☎948-6413

DVをはじめ、女性のいろいろな悩みごとの相談に応じます。また、
関係機関の紹介をします。

●家庭児童相談員・父子相談員 …… ☎948-6413

家庭内の人間関係、子どもの養育・しつけや虐待問題、また、
父子家庭が抱えているいろいろな悩みについての相談に応じ、
関係機関の紹介もします。

場 所	市役所別館1階 福祉・子育て相談窓口内
相談時間	開庁日:月曜から金曜(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30～17:00

●子ども総合相談 …………… ☎943-3200

子ども総合相談では専門の相談員が、子育て、発達、虐待、いじめ、不登校、問題行動など子どもに関することや、妊娠・出産に関する様々な相談に応じます。

心配なことはひとりで悩まないでお気軽にご相談ください。



●ヤングケアラーほっとらいん …… ☎943-3300

ヤングケアラーとは、家族に病気や障がいがあるなどのために、本来大人が担うと想定されている家事や家族のケアなどを日常的に行っている子どものことです。専門相談員のヤングケアラー・コーディネーターが、家族のケアで生活に影響が出ている子どもについての相談に応じます。心配なことはひとりで悩まないでお気軽にご相談ください。

●ほっとHÖTひろば …………… ☎922-2399

ほっとHÖTひろばでは、子育てに関する相談、情報提供、講習会を実施しています。

また、保育士や保健師などが、育児や発達、栄養に関する相談、保護者の心の問題などに対応します。心配なことはひとりで悩まないでお気軽にご相談ください。

子ども総合相談センター事務所			
名称	所在地	相談時間	相談専用電話
築山事務所 (子ども総合相談) (ヤングケアラー ほっとらいん)	築山町12番33号 (松山市青少年センター内)	月曜～金曜 8:30～21:00 土・日・祝日 8:30～17:00 ※年末年始は除く	943-3200 943-3300

萱町事務所 (ほっとHOTひろば)	萱町六丁目30番地5 (松山市保健所・ 消防合同庁舎1階)	月曜～土曜 8:30～17:00 ※祝日・年末年始は除く	922-2399
余土事務所	余戸東四丁目1番19号 (余土子ども・子育て施設3階)	月曜～金曜 8:30～17:00 ※祝日・年末年始は除く	972-2577

●こどもの相談室 ふらっと …… ☎997-7955

子どもの発達で気になること、不安に感じていること、子ども自身の悩みなど、幅広い相談を受ける窓口です。ご相談の内容に応じて、各種支援サービスの申請に関する助言、サービスを受けるための調整まで、障がいの有無や種別を問わず、子どもの発達につながる支援を行っています。

場 所	若草町8-3 (松山市ハーモニープラザ3階)
相談時間	月曜～金曜 8:30～17:15 ※土・日・祝日・年末年始は除く

その他

●民生委員・児童委員

市内40地区に地域の実情に詳しく、社会奉仕の精神を持った経験豊かな人が、生活や子どものことなどあらゆる相談に応じます。

また、児童福祉に関することを専門に担当する主任児童委員も各地区にいます。

なお、各地区の民生委員・児童委員をお知りになりたい方は、お問い合わせください。

生活福祉総務課	二番町四丁目7-2	☎ 948-6391
---------	-----------	------------

●保育・幼稚園相談窓口

専任の保育士が認定こども園や幼稚園、保育所、認可外保育施設などの様々な子育て関連施設の利用方法や地域の子育て支援について、各種情報をご案内しています。

また、相談内容によって、関係機関をご紹介します。

保育・幼稚園 相談窓口	二番町四丁目7-2 (福祉・子育て相談窓口内)	☎ 948-6774
	鷹子町4-4 (久米保育園地域子育て支援センター内)	☎ 975-1007

●自立相談支援窓口

暮らしの中で困りごとや不安を抱えている方のお話をお聞きし、適切な関係機関との連携や情報提供を行いながらお悩みの解決のお手伝いをします。

自立相談支援窓口	二番町四丁目7-2 (福祉・子育て相談窓口内)	☎ 948-6875
----------	----------------------------	------------

●児童に関する相談

子どもの教育・性格・環境・虐待等の児童福祉に関するすべての問題について、専門的な相談に応じます。

愛媛県福祉総合支援センター	本町七丁目2 (愛媛県総合保健福祉センター内)	☎ 922-5040
---------------	----------------------------	------------

●女性に関する相談

DVをはじめ生活・家庭・男女関係のトラブルなど、婦人のいろいろな悩みごとについての相談、必要な指導、被害者の一時保護及び情報の提供その他の援助を行います。

配偶者暴力相談支援センターの役割をもっています。

愛媛県福祉総合支援センター	本町七丁目2 (愛媛県総合保健福祉センター内)	相談専用電話 ☎ 927-3490
---------------	----------------------------	----------------------

●松山市母子会

母子家庭など、同じ立場の皆さんが集まり、語り合い励まし合って、親睦と生活の向上を図るための社会福祉法人です。

自立促進事業などを行っています。

松山市母子会 (母子・父子福祉施設 ジョイフル)	萱町一丁目1-7	☎ 943-8096
-----------------------------	----------	------------

●特別相談事業

◎弁護士相談（予約制）

母子・父子家庭、寡婦が生活上抱えている諸問題のうち、法律などの専門的な相談に応じます。

【予約申込み】子育て支援課 福祉・子育て相談窓口内 ☎ 948-6749

●養育費・面会交流の取り決めに関する相談

養育費の取り決めや確保の方法、調停申立てへの同行支援、子どもとの面会交流や面会交渉等に関する相談について応じます。

【予約申込み】子育て支援課 福祉・子育て相談窓口内 ☎ 948-6413

●こども・子育て・DVらいん相談@まつやま

0歳から18歳までの子どもに関すること、妊娠出産に関する悩み、ひとり親家庭に関すること、DVに関する悩みなど、さまざまな悩みをLINEで相談できます。

秘密は固く守ります。
ひとりで悩まないで、
お気軽にご相談ください。



相談対応時間	毎週 月・木・土曜日 17:00~21:00 ※祝日・年末年始も含む	まずはこちらから 友だち登録を お願いします。 
--------	--	---

※相談は24時間365日受け付けています。

ただし、相談内容への返信は翌相談対応日になります。

手当・年金・医療・保育

●児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。受給するためには申請が必要です。

◎支給要件

日本国内に住所があって、次のいずれかに該当する児童（18歳までの児童、又は一定の障がいのある20歳未満の児童）を監護している母、又は監護し、かつ生計を同じくしている父、若しくは父母に代わって児童を養育している人に支給されます。

◎支給対象児童

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父（又は母）が死亡した児童
- (3) 父（又は母）が一定程度の障がいの状態にある児童
- (4) 父（又は母）の生死が明らかでない児童
- (5) 父（又は母）が1年以上遺棄している児童
- (6) 父（又は母）が裁判所からのDV保護命令を受けている児童
- (7) 父（又は母）が1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童（未婚の子）

◎手当の額（月額）

受給資格者が監護・養育する児童数や受給資格者の所得などにより決められます。

受給資格者と同居している扶養義務者（父母・兄弟姉妹・祖父母など）の所得が一定額以上あるときは、手当の全額が支給停止となります。

児童の数	1人の場合	2人目の加算額	3人目以降の加算額 (1人につき)
全部支給	44,140円	10,420円	6,250円
一部支給	44,130円~10,410円	10,410円~5,210円	6,240円~3,130円

◎一部支給停止措置

父又は母が受給者である場合、支給開始月から5年又は支給要件に該当した月から7年のどちらか早い方が経過したときは、手当の額が2分の1に減額されます。

ただし、受給者の方が次のような一部支給停止適用除外事由に該当する場合は、必要な手続きを行うことにより手当が減額されることはありません。

【一部支給停止適用除外事由】

- (1) 受給者が就業している場合又は求職活動その他自立に向けた活動を行っている場合
- (2) 受給者が障がいの状態にある場合
- (3) 受給者が疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難である場合
- (4) 受給者の監護している児童又は親族が障がいの状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により、受給者がこれらの者の介護を行う必要があり就業することが困難である場合

◎支給手続き

手当を受けようとする方は、子育て支援課の窓口へ必要書類を添えて申請し、認定を受けてから支給されることとなります。

◎支給期日

奇数月（年6回）の11日（11日が金融機関の休業日のときは、その前営業日）にそれぞれ前月分までを支払います。

◎問い合わせ **子育て支援課 児童扶養手当担当 ☎ 948-6845**

●児童手当 ※平成24年度から「子ども手当」は「児童手当」に変わりました。

中学校修了前（15歳に達する日以後最初の年度末）までの児童を養育している方に支給されます。

◎支給額 児童1人あたり月額

年 齢	金 額
0歳～3歳未満	15,000円
3歳以上～小学生（第1子・第2子）	10,000円
3歳以上～小学生（第3子以降）	15,000円
中学生	10,000円
所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の方（特例給付）※	5,000円

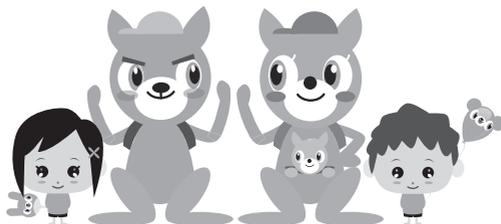
※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合は、年齢にかかわらず『特例給付』として、一律5,000円を支給します。所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

◎支給期日

6月、10月、2月の10日（10日が金融機関の休業日のときは、その前営業日）にそれぞれ前月分までの手当を支給します。

◎問い合わせ 子育て支援課 児童手当担当 ☎948-6354



●国民年金

国民年金は、20歳以上60歳未満の人が必ず加入する制度で、加入する種類によって保険料の納め方や受ける年金の内容が変わります。

- ・第1号被保険者……ご自分で年金保険料（令和5年度 月額16,520円）を支払います。お支払いが困難な人には免除制度がありますので国保・年金課にご相談ください。
- ・第2号被保険者……加入している厚生年金・共済組合の保険料として加入者と事業主が折半で負担し、給料から天引きされます。
- ・第3号被保険者……配偶者の加入している年金制度が支払います。

◎老齢基礎年金は、受給資格を満たせば原則として65歳から支給されます。

◎障害基礎年金は、初診日において国民年金に加入中か、20歳より前又は60～64歳に初診日のある病気やケガで国民年金法に定める1・2級の障がい状態になった人に支給されます。（一定の納付要件あり）

◎遺族基礎年金は、国民年金の被保険者又は被保険者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者か子に支給されます。（一定の納付要件あり）子とは、18歳に到達する年度末までの子が、20歳未満で障がいのある子をいいます。

◎遺族厚生年金は、厚生年金に加入している人の死亡など一定の条件に該当する人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた遺族に支給されます。

◎寡婦年金は、第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が年金を受けずに死亡したときに、生計を維持されていた妻（婚姻関係10年以上）に60歳から65歳になるまで支給されます。

◎問い合わせ

国保・年金課 年金担当 ☎948-6356
松山東年金事務所（☎946-2146）
又は 松山西年金事務所（☎925-5105）

●ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の家庭主や子などが、医療機関を受診した場合、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。

◎対象者

- (1) ひとり親家庭の母若しくは父と子
- (2) 祖母若しくは祖父と孫、又は姉若しくは兄と弟妹の家庭で、ひとり親家庭に準ずるもの
- (3) 父母のいない子

※子とは20歳未満で就職や婚姻等していない人

※所得制限や世帯の状況等により、対象外となることがあります。

上記の認定を受けている人で次の要件に当たる場合も引き続き対象となります。

- (1) 20歳以上の子で、大学などに在学中の人
(専修学校、各種専門学校などは対象外)
- (2) 20歳以上の子で、重度心身障害者医療費助成資格がある人の母若しくは父

◎問い合わせ 子育て支援課 医療助成担当 ☎948-6888

●認可保育所・認定こども園・地域型保育事業(公立・私立)・新制度の幼稚園

(1) 在園児の手続き

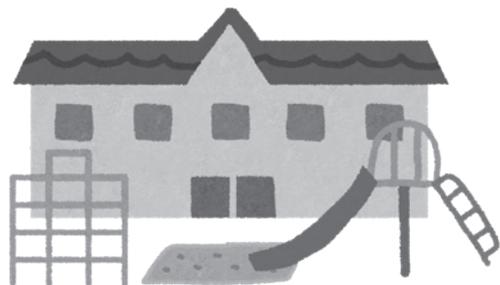
離婚等で世帯員の変更があった場合、変更届の提出が必要となります。

詳しくは、**保育・幼稚園課 市民担当** (☎948-6882) にお問い合わせください。

(2) 子育てに関する相談

各保育所では、保育士による子育てに関する情報提供や育児相談を行っています。お気軽にご相談ください。

さらに、地域子育て支援センターでは、親子ふれあい広場の開設、絵本の貸し出し、育児講座の開催など様々な事業を行っています。詳しくは各支援センター又は下記までお問い合わせください。



◎問い合わせ 保育・幼稚園課 総務担当 ☎948-6998

資金の貸付け

●母子・父子・寡婦福祉資金

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等に対して、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するため、12種類の資金の貸付けを行っています。

なお、修学資金、就職支度資金など、子どものための貸付けについては、子どもが連帯借主となります。

【貸付けの条件】

- ・必要な書類は戸籍謄本のほか各資金により異なります。
- ・貸付けには、それぞれの条件を満たす必要があります。
- ・貸付けには審査があり、資金の使用目的、返済能力（多額の負債、税金の滞納など）の観点から貸付けが妥当ではない、又は貸付けが自立に結びつかないと認められる場合には貸付けできません。

事前相談が必要ですので、詳しくは下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ 子育て支援課 福祉・子育て相談窓口内 ☎948-6749

種 類	資金の内容	貸付限度額	据置き期間	償還期限
事業開始	新たに事業を開始するために必要な設備・什器・機械等の購入資金	個人 3,260,000円 団体 4,890,000円	貸付けの日 から 1年	7年以内
事業継続	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金	個人 1,630,000円 団体 1,630,000円	貸付けの日 から 6か月	7年以内
修 学	児童が高校、大学、専門学校等で修学するために必要な資金 (通信教育は含まない)	別表1参照	卒業後 6か月	20年以内 (ただし、専修学校一般課程は5年以内)
就学支度	児童が就学するために必要な被服等購入資金	別表2参照	卒業後 6か月	20年以内
技能習得	父又は母(寡婦)が知識や技能を習得するために必要な資金	月額(5年まで) 68,000円 特別分 (12か月一括分) 816,000円 特別分 (運転免許) 460,000円	技能習得 期間終了後 1年	20年以内
修 業	児童の修業のために必要な資金(運転免許資金を含む)	月額(5年まで) 68,000円 特別分 460,000円	修業期間 終了後 1年	20年以内
就職支度	父又は母(寡婦)並びに児童が就職するために必要な資金	105,000円	貸付けの日 から 1年	6年以内

種 類	資金の内容	貸付限度額	据置き期間	償還期限
生 活	技能習得中及び失業中又は医療・介護を受けている父又は母(寡婦)並びにひとり親家庭となつて7年未満の父又は母の生活安定・維持のために必要な資金	月額 108,000円 (技能習得期間中のみ 141,000円) 知識技能習得中3年以内、失業中1年以内、医療・介護を受けている期間中又はひとり親家庭になつて7年未満(ただし、申請者が生計中心者でない場合には月額70,000円)	技能習得期間、医療・介護期間、生活安定貸付期間満了後 6か月	技能: 20年以内 失業中及び医療・介護: 5年以内 生活: 8年以内
住 宅	父又は母(寡婦)が現に居住する住宅の補修・改築や建設購入に必要な資金	1,500,000円 特別 2,000,000円 (老朽等による増改築移転)	貸付けの日から 6か月	7年以内
転 宅	住居の移転に際し必要な資金(転移前に限る)	260,000円	貸付けの日から 6か月	3年以内
医療介護	父又は母(寡婦)並びに児童が医療又は介護を受けるために必要な資金	医療 340,000円 特別 480,000円 介護 500,000円	貸付けの日から 6か月	5年以内
結 婚	扶養する子どもの婚姻に際し必要な資金	310,000円	貸付けの日から 6か月	5年以内

○貸付金には返済が伴いますので、返済計画を立て無理のない範囲でご利用ください。

○償還の方法：原則月賦償還による元利均等償還。ただし、繰上げ償還可。

○指定期日までに納入されなかった場合は、年利3%の違約金が発生します。

別表1 修学資金貸付限度額(月額)一覧表

(単位:円)

学校等種別		通学	貸付限度額	備 考
高等学校	国公立	自 宅	27,000	
		自宅外	34,500	
専修学校 (高等課程)	私 立	自 宅	45,000	
		自宅外	52,500	
高 等 専門学校	国公立	自 宅	31,500	4・5年目は 67,500円
		自宅外	33,750	4・5年目は 76,500円
	私 立	自 宅	48,000	4・5年目は 98,500円
		自宅外	52,500	4・5年目は 115,000円
短期大学	国公立	自 宅	67,500	
		自宅外	78,000	短期大学は 96,500円
専修学校 (専門課程)	私 立	自 宅	89,000	短期大学は 93,500円
		自宅外	126,500	短期大学は 131,000円
大 学	国公立	自 宅	71,000	
		自宅外	108,500	
	私 立	自 宅	108,500	
		自宅外	146,000	
大学院			132,000	博士課程は 183,000円
専修学校 (一般課程)			52,500	



別表2 就学支度資金貸付限度額一覧表

(単位:円)

学 校 区 分	通学	貸付限度額	
小 学 校		64,300	
中 学 校		81,000	
高 等 学 校 専 修 学 校 (高等・一般課程)	国公立	自 宅	150,000
		自宅外	160,000
	私 立	自 宅	410,000
		自宅外	420,000
短 期 大 学 大 学 高 等 専 門 学 校 専 修 学 校 (専 門 課 程)	国公立	自 宅	410,000
		自宅外	420,000
	私 立	自 宅	580,000
		自宅外	590,000
大 学 院	国公立	380,000	
	私 立	590,000	
修 業 施 設 (高等学校卒業者)	私 立	自 宅	272,000
		自宅外	282,000

- 授業料の減免制度や助成制度、他の貸付制度などを活用されている場合（又は、その予定がある場合）は、対象外。
- 日本学生支援機構の学資貸与を受ける場合には、原則として貸付けはできませんが、修学に必要な経費が上記修学資金貸付限度額を超える場合には、特別限度額との差額を限度として、貸付けを申請することができます。
- 貸付決定後、給付型奨学金が決定した場合、給付額に相当する額について、給付を受けた日から6か月以内に償還をしていただきます。

●生活福祉資金

低所得者、障がい者又は高齢者世帯が、一時的な生活費、子どもの就学・支度、住宅の補修、葬祭費等でお金が必要な時に相談支援を行いながら、低利で（一部無利子）貸付けを行う制度です。

申請内容、貸付限度額や償還方法は、資金の種類によって異なります。

※母子父子寡婦福祉資金等、他の制度や金融機関などの利用が優先されます。

松山市社会福祉協議会 総合相談支援課	二番町四丁目7-2 (福祉・子育て相談窓口内)	☎ 941-4232
-----------------------	----------------------------	------------

就労支援制度

●母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業

適職に就くために必要であると認められる場合で、指定講座（通学・通信）を受講・修了した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、受講料などの60%を資格取得後に助成します。（※受講申込み前に事前相談が必要です）

対象となる講座	雇用保険法により厚生労働大臣が指定する教育訓練に係る講座 介護職員初任者研修・医療事務・登録販売者など
その他	所得制限など

※条件を満たしている方は、右ページの「松山市資格取得等助成金」も併せて利用できます。

◎問い合わせ 子育て支援課 福祉・子育て相談窓口内 ☎948-6749

●松山市資格取得等助成金

資格取得又は職業能力の開発及び向上のために指定講座を受講・修了した求職者などに対して、受講料などから一般教育訓練は20%、特定一般教育訓練は40%を助成します。（※事前申込みが必要です）

対象となる講座	雇用保険法により厚生労働大臣が指定する教育訓練に係る一般教育訓練および特定一般教育訓練の講座
その他	・職業安定所の教育訓練給付金該当者でない方（※証明が必要です） ・職業安定所に求職登録をしている方など

※条件を満たしている方は、上記の「母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業」も併せて利用できます。

◎問い合わせ 地域経済課 労政雇用担当 ☎948-6550

●松山市若年者職業訓練奨励金

ポリテクセンター愛媛又は愛媛県立愛媛中央産業技術専門校が行う公共職業訓練の受講生に、訓練期間中の訓練奨励金（日額3,930円）を支給します。（※受講には職業安定所での手続きが必要です）

対象となる訓練	ポリテクセンター愛媛又は愛媛県立愛媛中央産業技術専門校の訓練（※一部対象外の訓練がありますのでお問い合わせください）
その他	・職業安定所の失業給付等の該当者でない方 ・訓練開始時に45歳未満の方など

◎問い合わせ 地域経済課 労政雇用担当 ☎948-6550

●母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業

就職の際に有利で、生活の安定に役立つ資格を取得するために、養成機関（通学制）で修学（1年以上）する母子家庭の母又は、父子家庭の父に対して、修学を必要とする期間（上限4年）について、促進給付金を支給します。（※事前相談が必要です）

対象となる資格	(1) 看護師、(2) 准看護師、(3) 保育士、 (4) 介護福祉士、(5) 作業療法士、(6) 理学療法士、 (7) 歯科衛生士、(8) 美容師、(9) 社会福祉士、 (10) 製菓衛生師、(11) 調理師 その他これらに準じて市長が別に定める資格 (令和4年度に引き続き、令和5年度も情報関係等の民間資格も対象予定)
支給期間	・支給期間…修学を必要とする期間(最長4年) ・支給月…申請をした日の属する月から、毎月支給
対象者	・児童扶養手当受給者又はそれに準ずること ・修学期間が、1年以上であること(令和4～5年度内に修業を開始する場合は、6月以上に緩和予定) ・過去に、促進給付金を受給していないこと ・生活保護を受給していないことなど
訓練費	・市民税非課税世帯 … 月額 100,000円 ・市民税課税世帯 … 月額 70,500円 ※養成機関における課程の修了までの最後の12月は月額40,000円を加算。 (令和4～5年度内に修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間とする予定)
修了一時金	・市民税非課税世帯 … 修了時 50,000円 ・市民税課税世帯 … 修了時 25,000円

◎問い合わせ 子育て支援課 福祉・子育て相談窓口内 ☎948-6749

●愛媛県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金の支給対象者に、入学準備金・就職準備金を貸付けします。

【貸付額】 入学準備金…50万円以内 就職準備金…20万円以内

【返還免除】 養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、愛媛県内で5年間その職に従事したときは、貸付金の返還を免除します。

◎問い合わせ 子育て支援課 福祉・子育て相談窓口内 ☎948-6749

●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験 合格支援給付金支給事業

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、適職に就くために必要であると認められる場合に、ひとり親家庭の親又はその扶養する児童に受講料の一部を助成します。（※事前相談が必要です）

対象となる講座	高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）
対象者	・児童扶養手当受給者又はそれに準ずること ・高等学校を卒業していない方及び大学入学資格検定・高等学校卒業程度認定試験に合格していない方
受講開始時給付金	受講費用の30%（対象講座を受講開始した際）
受講修了時給付金	受講費用の10%（対象講座を受講修了した際）
合格時給付金	受講費用の20%（受講修了時給付金の受給者が受講修了日から2年以内に高等学校卒業程度認定試験の全科目に合格した際）

※各給付金の支給割合は、今後変更する場合があります。

◎問い合わせ 子育て支援課 福祉・子育て相談窓口内 ☎948-6749

●母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当を受給している方の就職や自立に向けた支援を行うために、専門の相談員が相談に応じ、ハローワークなどと連携して個々に合わせた就労・自立のための自立支援プログラムを策定します。



また、母子・父子自立支援プログラムの策定者に、住宅支援資金を貸付けします。

【貸付額】家賃の実費（上限4万円・12か月）

【返還免除】貸付日から1年以内に就職、又は転職し1年間、引き続き就業を継続したときは、貸付金の返還を免除します。

◎問い合わせ 子育て支援課 福祉・子育て相談窓口内 ☎948-6749

●ハローワーク(公共職業安定所)

名 称	住 所	電 話 番 号
松山公共職業安定所 (ハローワーク)	六軒家町3-27	☎917-8618 8:30~17:15(月~金)
ハローワークプラザ 松 山	千舟町4丁目4-1 グランディア千舟2F	☎913-7401 8:30~19:00(月・金) 8:30~17:15(火~木) 10:00~17:00(第2・第4土曜日)
〈マザーズコーナー〉		☎913-7410 8:30~17:15(月~金) 10:00~17:00(第2・第4土曜日)

●マザーズ就職応援セミナー

【内 容】再就職に向けての準備や仕事探しの進め方、仕事と子育ての両立について

【開催日】毎月 第3水曜日 10時30分~11時30分

【申込み】事前予約 ☎913-7410

(キッズコーナーもあり、託児も行っております。申込みなどについてはご相談ください。)

●愛媛県立愛媛中央産業技術専門学校(松山駐在) (就職に役立つ技術を身につけるための公共職業訓練校)

◎令和5年度離職者等職業能力開発事業(知識習得訓練)

次の訓練コースの中に母子家庭の母などの優先枠を設定しています。

【訓練科目】

- (1) OAビジネス初級コース〈開催時期：5月、8月、10月、11月〉
パソコンの基礎知識、ビジネスアプリケーション、インターネットなどの知識・技能を習得
- (2) OAビジネスレベルアップコース〈開催時期：6月、9月、12月〉
ビジネスアプリケーションの応用、データベースやパワーポイントなどの技能をプラスさせた中級レベルのパソコンに関する知識・技能を習得
- (3) 介護職員初任者研修コース〈開催時期：7月、10月〉
高齢者・障がい者等に対する介護サービス・介護保険制度の知識・技能を習得。介護職員初任者研修課程(旧ホームヘルパー2級相当)に対応
- (4) 宅地建物取引士コース〈開催時期：6月〉
※令和5年度の受付けは、6月19日で終了しました。
宅建業法、民法等法律に関する知識や不動産・建築業務に関する知識を習得
- (5) オフィスワーク習得コース〈開催時期：9月〉
電話対応スキルをはじめ、ワード・エクセル等ビジネスシーンで求められる基礎的知識・技能を幅広く習得(コールセンター業務にも対応)
- (6) OA総務コース〈開催時期：5月、12月〉
簿記経理、労務管理、労働保険・社会保険に関する知識や労働法規の法律に関する知識、コンピュータに関する知識を習得
- (7) ITプログラミングコース〈開催時期：6月、11月〉
ソフトウェア開発におけるプログラミング、基本設計、詳細設計、テストに関する知識及び技能・技術を習得

(8) OAビジネス初級コース(短時間)〈開催時期：11月〉

パソコンの基礎知識、ビジネスアプリケーション、インターネットなどの知識・技能を習得

【対象者】母子家庭の母等となった日の翌日から起算して3年以内に安定所に求職申込みを行っている方

【定員】1コースにつき1名(訓練を受講することによって、本人、同居親族その他の者が就学前の児童を保育することができない方を対象に託児サービスを実施しています)

愛媛県立愛媛中央産業
技術専門学校(松山駐在)

本町七丁目2

☎ 924-5768

●就業支援講習会

母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父並びに母子家庭及び父子家庭の児童で就職を希望する人を対象に、就労に際して必要な知識や技能を身につける講習を実施しています。詳細は「広報まつやま」などでお知らせします。講習会の実施については変更される場合がありますので、直接お問い合わせください。

◎対象

母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父並びに母子家庭及び父子家庭の児童

◎講習科目

・パソコン(ワード・エクセル、インターネット、会計ソフトなど)
※令和5年度の受付期間は、8月1日(火)～8月18日(金)(土・日曜除く)です。

愛媛県母子家庭等
就業・自立支援センター

本町七丁目2

☎ 907-3200

・介護職員初任者研修

※令和5年度の受付期間は、8月1日(火)～8月31日(木)(9:00～16:00)です。

松山市母子会

萱町一丁目1-7

☎ 943-8096

支援制度

●子育て短期支援事業

保護者が病気や仕事その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となる場合や、経済的な理由により緊急一時的に母親と児童を保護することが必要な場合に、児童養護施設及びその他保護を適切に行うことのできる施設、又は里親宅で、7日間以内で預かることができます。

ご利用を希望される方は、事前にご相談ください。

◎問い合わせ 子育て支援課 福祉・子育て相談窓口内 ☎948-6413

●ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭等（ひとり親家庭・寡婦）が、疾病等の理由により、一時的に生活援助が必要な場合、その世帯に家庭生活支援員を派遣して援助を行い、母子家庭等の生活の安定を支援します。

※家庭生活支援員の派遣を希望される方は、事前相談が必要です。

◎問い合わせ 子育て支援課 福祉・子育て相談窓口内 ☎948-6749

●ファミリー・サポート・センター（育児）

援助を受けたい方（依頼会員）と行いたい方（提供会員）が会員となり、保育園や児童クラブの送迎や預かり、病児・病後児の預かりなどのサービスの利用料を一部助成します。

※利用するには会員登録と事前打合せが必要です。

【利用料金の目安】 700～900円／時間

【対象】 6か月～小学6年生

【助成制度】 1か月につき2時間30分までが無料

※児童扶養手当受給者は、1か月につき5時間までが無料

まつやまファミリー・
サポート・センター

三番町六丁目4-20

☎ 945-1008

●イクじい・ばあばママサービス

イクじい・ばあばママサービス（保育施設の送迎や留守中の子守り、産前産後の家事手伝いなど）のうち「送迎」又は「留守中の子守り」の育児サポートについて利用料を一部助成します。

【利用料金の目安】 1,090～1,440円／時間

【対 象】 1歳～小学6年生

【助 成 制 度】 1か月につき5時間までが半額

※児童扶養手当受給者は、
1か月につき10時間までが半額



松山市シルバー 人材センター	若草町8-3 松山市ハーモニープラザ2階	☎ 933-7373
-------------------	-------------------------	------------

その他の制度

●母子生活支援施設

自立支援が必要な母子家庭の母と子とともに保護するとともに、生活を支援する施設です。

入所については、下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ 子育て支援課 福祉・子育て相談窓口内 ☎948-6413

●市営住宅・県営住宅

住宅に困窮している母子家庭・父子家庭の人は市営住宅・県営住宅に申し込むことができます。

詳しくは下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ

松山市・市営住宅管理センター（☎ 942-0800）（三番町四丁目9-12）

愛媛県・県営住宅管理グループ（☎ 998-6671）（勝山町二丁目21-5）

●旅客鉄道会社(JR)における 通勤定期乗車券割引についての証明

児童扶養手当を受給している母子家庭や父子家庭の世帯の人が、JRの通勤定期乗車券を購入する際に割引を受けられる制度があります。

この割引を受けるために必要な「特定者資格証明書」及び「特定者用定期乗車券購入証明書」を発行します。

◎問い合わせ 子育て支援課 福祉・子育て相談窓口内 ☎948-6749

●税の控除

(ひとり親控除)

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子がいるひとり親の人が受けられる税の控除です。

子、親ともに年間の所得が一定額以下の場合に受けられます。

●就学援助制度

経済的な理由によって公立小・中学校への就学が困難な児童・生徒については、就学援助費（学用品費、新入学児童生徒学用品費、給食費、修学旅行費など）が支給される制度があります。

入学準備金（新入学児童生徒学用品費）は、入学前に受給することもできます。（入学準備金の受付は10～11月頃を予定）

申請などは、すべて在学（入学）する学校で行いますので、各学校へご相談ください。

●高等教育の修学支援新制度(文部科学省)

- ・授業料、入学金の免除又は減額(授業料等減免)
- ・給付型奨学金の支給

の2つの支援により、大学や専門学校などで安心して学んでいただく制度です。

支援の対象者は

- ・世帯収入や資産の要件を満たしていること
- ・進学先で学ぶ意欲のある学生であること

の2つの要件を満たす学生全員です。

給付型奨学金は進学する前年の4月下旬から、高校などを通じて日本学生支援機構(JASSO)へ申込みことができます。

授業料等減免は、入学時に進学先の大学等に申込みます。

申請などは、各学校へご相談ください。

●放課後児童クラブ保護者負担金助成制度

低所得者世帯などの経済的負担を軽減するため、市立児童クラブの保護者負担金を助成する制度があります。

※対象となる保護者負担金は児童クラブに毎月支払う保育料です。
(長期休業中の加算、延長料金を含む)

【対象・助成額】生活保護受給世帯…全額
市民税非課税世帯…半額

◎申込み・問い合わせ

子育て支援課 児童健全育成担当 ☎948-6411

memo

Handwriting practice area consisting of 15 horizontal dotted lines.





松山市子育て情報サイト
[カンガエルー カフェ]

<https://kosodate-matsuyama.jp/>



この冊子はネットでもご覧いただけます



<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/fukushi/hitorioya/hitorioyasiori.html>

松山市子育て支援課